答申書

「高槻市みらいのための経営革新」に向けた骨太方針について

平成28年12月22日

高槻市みらい創生審議会

目 次

はじぬ	めに		1
第1	高槻市を取り巻く厳しい環境と課題		2
第2	骨太方針の策定に当たって		3
1	基本テーマ		3
2	基本的な考え方		3
第3	骨太方針		4
1	高槻市の目指す方向について		4
2	歳入改革		5
3	歳出改革		6
4	公営企業・外郭団体改革		7
5	目標設定と推進体制について		8
おわり	りに		9
資料		•••	1 0
参考資	資料	• • •	1 5

はじめに

日本の人口は、平成27年の国勢調査において大正9年の調査開始以来、初めての減少となった。今後は、少子化・高齢化が一層進行し、人口減少も更に加速していくと推計されている。これまで多くの生産年齢世代の活躍によって支えられてきた日本の社会構造は大きな転換期を迎え、社会の様々な局面において著しい変化が想定される。これに伴い行政も従来の延長線での運営が困難になることは明らかであり、全ての行政が将来のその在り方について変革を迫られていると言っても過言ではない。

こうした状況は、全国的な傾向ではあるが、特に高槻市では昭和40年代に大阪・京都の住宅都市として、全国的にもまれに見る人口急増を経験した。このため、急激な高齢化の進行に伴う社会保障関係費等の増大や人口急増期に整備された公共施設の老朽化対策など、行財政面を始め様々な課題に直面することが想定され、将来に向けて高槻市政運営そのものが変革を迫られている。

本年1月、濱田市長は「高槻市みらいのための経営革新宣言 ~フューチャープログラムの実行~」を出され、この中で、高槻市の20年後、30年後の未来に向け、「強い財政をつくる」、「強い組織をつくる」、「輝く未来をつくる」 ための改革に取り組むことを宣言され、業務の抜本的な見直しに着手された。高槻市の将来想定される課題を見据え、次世代の市民に対し過度の負担を残さないため、早期に手を打とうとする取組は、将来のまちづくりに責任を負うという決意の表れであり、高く評価すべきである。

高槻市みらい創生審議会は、平成28年6月に発足し、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた骨太方針について諮問を受けた。

諮問では、今後、高槻市が一層厳しい状況に直面することが想定される中、子どもたちや次の世代に負の遺産を残さないようにするためには、財政の健全性が保たれている今のうちから市政運営の在り方を見直していくことが必要であるという危機意識の下、市内部での業務見直しに加え、この取組を更に着実に推進するための骨太方針について意見を求められた。

本審議会は、計8回の審議を重ね、単なる縮小均衡の改革ではなく本審議会の名称にある「みらい創生」の視点に立って、高槻市が20年、30年先の将来に向けてどういうまちづくりを進めるべきか、その方向性を示した上で、そのために「今何をすべきか」という観点で、次のとおり答申を取りまとめた。

本答申を踏まえ、将来を見据えた市政の革新に着実に取り組むとともに、常に中長期的な未来を見据えた自治体運営がなされることを期待する。

第1 高槻市を取り巻く厳しい環境と課題

高槻市を取り巻く環境の変化として、今後、人口減少による市税収入の減少、 超高齢化による社会保障費の増大、老朽化が進む公共施設の維持・更新に係る 莫大な費用負担など、これからの高槻市の財政は危機的な状況を迎えることが 想定される(別添資料参照)。そのため、将来にわたり市民生活の質を維持する ため、今のうちから市政運営の在り方を見直し、持続可能な行財政運営を進め ることが必要である。

【10年後の高槻市】

- ・扶助費などの義務的経費の増加に加え、老朽化した施設の維持費の増加などにより、 財政収支は年々悪化
- ・市の貯金である積立基金残高が今後10年間でほぼ底をつき、市の借金である市債残 高も100億円以上増加することが予測される
- ・財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成32年度以降100%を超え、経常収支が 赤字となる見込み

【30年後の高槻市】

- ・人口…約35万人から約29万人(約2割の減少)に
- ・市税収入…約500億円から約420億円(約16%の減少)に
- ・高齢化率…約40%(約10ポイント上昇、市民の5人のうち2人が65才以上)に
- ・社会保障費…要介護認定者数は約2.9万人(約2倍)に

後期高齢者医療及び介護保険特別会計への一般会計からの繰出金は約250億円(約3.5倍、市税収入の約60%)に

【その他】

・公共施設等の老朽化

公共施設(建物)については人口急増期に建設された施設が多く、平成34年度には築30年を超える公共施設の割合が80%を超える。

また、建物のほか、道路、公園、上・下水道等を含めた公共施設等に関し、今後40年間で必要となる更新費等の総額は約4,700億円と試算されている。

・高槻市職員の人件費

いわゆる団塊世代の職員の大量退職、新規採用の拡大により、人件費は減少傾向に あったが、年齢構成の平準化により、今後人件費は増加していく見通し

・合計特殊出生率(平成25年) 高槻市1.35(全国平均1.43)

※当審議会資料から抜粋

第2 骨太方針の策定に当たって

骨太方針を検討するに当たり、コンセプトとしての基本テーマ、留意すべき 基本的な考え方を次のとおり設定した。

1 基本テーマ

市民が健康で活き活きと暮らすことができ、誰もが住みやすいと思える高槻市を目指す。

そのため、市は改革を進め「強い財政」、「強い組織」を実現し、 市民と行政が協働して高槻市の「輝く未来」をつくる。

2 基本的な考え方

(1) 未来志向の魅力あるまちづくり

厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、明るい未来を創生することが必要であり、そのためには医療の充実や健康寿命の延伸に向けた取組、次世代への投資、観光の振興など、魅力あるまちづくりの推進を念頭に入れて取り組む必要がある。

・縮小均衡の改革ではなく、市民力や民間のノウハウを活かし、市全体に 活力が生まれるように、未来志向の改革を進める。

(2) 事業自体の必要性、公民の役割の検証

将来を見据え、今後も市が実施すべき事業であるかを判断していくことにより、組織や業務のスリム化を図る必要がある。

- ・すべての事務事業について、その必要性や有効性を検証し、真に必要な 事業の選択と最適化を進める。
- ・「市として担うべき事業」、「市として担うべきであるが、手法として外 部化を推進すべき事業」、「民間に任せるべき事業」、「縮小・廃止すべき 事業」を検証した上で、市の役割を明確にする。

(3) 行政の生産性の向上

業務の見直しに当たっては、業務の量に着目するだけでなく、業務の質の向上も目指し、生産性を高める必要がある。

- ・市として担うべき業務については、一層の効率化を進める。
- ・優秀な職員がやりがいを持てる制度の構築など、組織の活性化と生産性 の向上を図る。

(4) 相対的な世代間バランスの調整

20年、30年先の高槻の姿を思い描き、どの世代にも公平な施策となるよう調整する必要がある。

・市の施策が相対的に世代間でバランスの取れたものとなっているか検証 し、次世代の市民に住みやすい高槻の未来を提供する。

第3 骨太方針

1 高槻市の目指す方向について

「みらい創生」に向けては、縮小均衡の改革に留まることなく、未来志向の 改革を目指していかなければならない。

高槻市の将来を見据え、市民が健康で幸せに暮らせる「健幸」のまちの実現や次世代への積極的な投資など、次に示す将来への方向を目指し、施策を実現していくことが、「住みやすいまち」、「訪れたいまち」としての魅力・評価を高め、持続的な成長につながっていくものである。

【高槻市の目指す方向】

- ・医療の充実や健康寿命の延伸など、健康増進に積極的な都市
- ・子育て支援や教育の充実など、次世代への投資に積極的な都市
- ・安全・安心の向上に積極的な都市
- ・情報の開示や市民等との協働に積極的な都市
- ・歴史、文化、自然等を活用した観光の振興に積極的な都市

今後、危機的な財政状況が予想される中、こうした将来のまちづくりを実現していくためには、改革の断行による財政面の充実が不可欠である。高槻市の「みらい創生」のため、今、高槻市が取り組むべき課題について、諮問に従い①歳入改革、②歳出改革、③公営企業・外郭団体改革に沿って、次のとおり取りまとめた。

なお、これらの取組を着実に進める上で、職員一人ひとりが将来の財政見通 し等に対する危機感、「無駄を排除する」という強い意識、市政は市民のため にあるという使命感、そして、次世代に明るい未来を引き継いでいく責任を自 覚する必要があり、このような意識を職員に徹底させていかなければならない。 また、こうした取組の必要性を市民に正しく理解していただけるよう、丁寧 に説明することも重要である。

2 歳入改革

- (1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小
 - ・的確な課税対象の把握を行い、適正な賦課徴収を推進する必要がある。
 - ・高槻市では市税の徴収において高い実績を上げていることから、効果の 高い取組を他の徴収業務においても展開するなど、徴収体制の更なる強 化に取り組む必要がある。

(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)

- ・施設等使用料や各種手数料について、他自治体との比較や受益と負担との関係、算定根拠の妥当性の検証等により適正化を図る必要がある。 高齢者の市営バス無料乗車証制度についても同様の視点からの検証が必要である。
- ・使用料・手数料の減免については、全部門における現状を把握するとと もに、減免措置の状況を検証し、見直しを行う必要がある。

(3) 公有財産活用・処分の推進

- ・未利用地や施設の統廃合等の見直しにより不要となった公有財産の積極 的な処分(売却)・貸付を推進すべきである。
- ・取組を着実に推進するため、公有財産の処分(売却)・貸付に当たって の判断基準(指針)を設定する必要がある。

(4) 新たな財源の創出

- ・立地の優位性をいかして企業など諸施設の誘致を積極的に推進するなど、 新たな税収等の確保について検討すべきである。
- ・市の資産を有効に活用し、庁舎等の施設の活用や広告事業、施設命名権 の導入、公営企業の見直しなど、他市の例や民間等も参考にし、歳入確 保に向けて取り組むべきである。
- ・ふるさと納税制度の充実やPRなど、寄附金の増加に向けて取り組むべきである。

(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進

- ・高速道路や鉄道等の交通の利便性や立地の優位性をいかし、市域に人を呼び込み、中心市街地の活性化や市全体の活力の維持・向上を図り、地域経済の発展や税収増を実現するため、交流人口や定住人口の増加につながる施策を積極的に推進すべきである。
- ・定住人口の増加に向けては、駅周辺等の高度利用により居住施設の立地 誘導を図るとともに、居住地選択の際に考慮される項目のうち、市とし て積極的に関与できる医療環境や子育て環境、教育環境の向上に取り組 む必要がある。

3 歳出改革

(1) 外部化の推進

事業自体の必要性や公民の役割の検証を行い、民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、地方独立行政法人制度の活用など、「第2 骨太方針の策定に当たって」の「2 基本的な考え方」に沿って取り組むべきである。特に、国から示されているが本市では導入・検討されていない事業については積極的に取り組むべきである。

- ・民間がサービスを提供している分野の廃止や民間移譲を推進する。
- ・市の関与は必要でも、必ずしも市の職員が担う必要のない業務については、積極的な民間活用を推進する。

(2) 契約の適正化

- ・一般競争入札の拡大等について検討する必要がある。
- ・やむを得ず随意契約とする場合の判断基準をより明確にするとともに、 契約内容の妥当性を検証する必要がある。

(3) 行政の生産性の向上

- ・業務内容や業務量、充当人員の検証を行い、より効率的な人員体制を構築すべきである。
- ・市として担うべき業務について、ICT化による業務負担の軽減、内部 事務の集約化、臨時職員の活用など、更なる効率化を推進すべきである。
- ・業務改善を職員に促す仕組み及び業務改善の取組を評価する仕組みを構築し、実施する必要がある。

(4) 人件費の抑制

- ・業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の縮減を実現すべきである。
- ・優秀な職員がやりがいを持てる人事・給与制度の構築・運用等により、 組織の活性化を図るとともに、より適正な職員の人事評価を行い、勤務 意欲と能力の向上を図る必要がある。
- ・少数精鋭による行政運営を推進するため、人材育成を一層強化する必要 がある。
- ・将来の人口減少等による業務量の変化を見据え、採用数については十分 に検証する必要がある。

(5)補助金の適正化

- ・長期間見直しがされていないものや、補助対象が明確でないものなど、 現在の社会情勢に照らし、補助目的の妥当性や必要性の有無を検証し、 見直しを行う必要がある。
- ・補助金の運用に当たっての判断基準(指針)を設定する必要がある。

(6) 施設等の有効活用(統廃合、多機能・多目的化の推進)

- ・今後の維持・更新に係る費用を考慮し、将来の人口減少を見据え、施設の配置が効率的かつ合理的なものとなるよう、今ある施設について、保有の必要性と適正な施設数について、一から見直しを行うべきである。なお、市の施設の6割を占める小中学校については、児童生徒数の減少も見込まれることから、教育環境の維持・向上、施設や用地の有効活用の観点等を十分に踏まえ検討する必要がある。
- ・目的ごとや部局ごとに施設を整備してきた従来の公共事業そのものの在 り方を改め、今後も必要な施設については、集約化、複合化等を検討し、 施設の総合的な管理による効率的な運営を目指すべきである。
- ・施設整備・運営に当たっては、民間のノウハウ、技術力、資金力を活用 した多様なPPP/PFI手法の導入を検討すべきである。
- ・青少年施設や高齢者施設など、現在対象者が限定されている施設やサービスについては、より効率的な運営を図るという視点で、利用対象者や活用方法について見直しを行う必要がある。
- ・施設更新の検討に当たっては、市民の利便性を常に意識して進める必要 がある。

4 公営企業・外郭団体改革

(1) 水道事業の経営について

- ・業務量や人員などの生産性について他の事業体の取組も踏まえ、更なる 効率化に向けた検討を行う必要がある。
- ・府域一水道に向けた更なる広域化の推進は、規模の経済性からも望ましいと考える。ただ、各市町村の置かれている状況が異なるため、当面は 従来の経営効率化の取組に加え、近隣の水道事業体と施設の共同化を図るなど、広域連携により一層の経費縮減を進める必要がある。

(2) 自動車運送事業の経営について

- ・安全・安心・快適かつ効率的なバスサービスを提供するため、更なる経営の強化と人材の育成に取り組む必要がある。
- ・バス事業は民間事業者でも行えることから、公営企業においても民間並 みの経営効率の実現を目指し、民間事業者と比較して高い給与水準と低 い生産性・効率性の見直しを行う必要がある。
- ・今後のバス事業の民営化について検討すべきである。

(3) 外郭団体の経営について

・市が利用者サービス向上や経費縮減の観点から民間の活用について検討

- し、事業の見直しや民間事業者への移管を積極的に進めた結果、外郭団 体の受託業務が減少し、団体自体の存続が危ぶまれるような場合には、 業務の見直しやその廃止を検討する必要がある。
- ・市の関与は必要でも必ずしも市の職員が担う必要のない業務については、 経費縮減の観点から新たに外郭団体の活用も検討する必要がある。
- ・存続が必要と判断する外郭団体についても、より効率的な経営を行うため、組織の統合などについて検討する必要がある。

5 目標設定と推進体制について

(1) 目標設定について

- ・今後、財政危機を回避するとともに、高槻市のみらい創生に必要な財源 を確保する。
- ・経常収支比率や実質収支、基金残高、市債残高などの各種財政指標の健 全性を維持し、財政の弾力性を確保するべきである。

(2) 推進体制等について

- ・権限や人材を集中させ、一元的に推進する組織等を設置すべきである。
- ・市と外部との連携による改革推進委員会等を設置し、確実な推進と進捗 の確認を行うべきである。
- ・施策の推進に当たっては、他市等との比較や適切な定量的目標と推進計画 (ロードマップ) を設定した上で進める必要がある。

(3)情報の開示について

・改革に関する情報をより積極的に開示し、市民の理解を深めるべきである。

おわりに

著しい社会環境の変化が想定される中、高槻市が従前の枠組みを継続し続けることは不可能であり、市民の将来のためにも大胆な改革が不可避であるとの認識に立ち、本審議会においては、まず将来の高槻市が目指すべき方向を示し、そして、その方向に進むために現状の枠組みの改革、とりわけ、歳入改革、歳出改革、公営企業・外郭団体改革について具体的提言を示した。

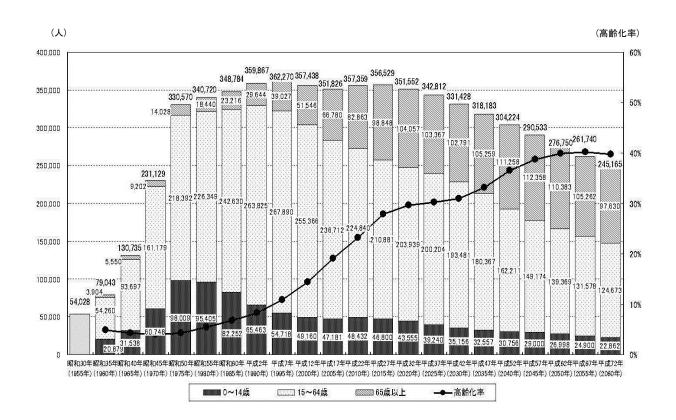
加えて、改革を進めるに当たっての、市の体制整備や定量的目標の設定、ロードマップの策定、さらに外部との連携による確実な推進と進捗の確認等、改革が着実に進められるための仕組みについても提言したところである。

20年、30年先という先の長い将来を見据え、未来志向の魅力あるまちづくりを目指すという取組は画期的であり、見通しが明るいとは言えない我が国の将来に対する不安がある中、高槻市の目指すべき未来の姿を市民、とりわけ次代を担う市民に対して示すことは、これから市民の理解を得ながら市政運営の在り方を見直していく上で評価すべき取組である。

しかし、これから想定される危機的な状況を乗り越え、目指すべき未来を実現するためには、数多の困難も予想されるが、これまでの枠組みを超えた思い切った改革が不可欠である。

本答申を踏まえ、高槻市のみらい創生の実現に向け、積極的かつ大胆に取り組まれることを強く期待する。

資料1 高槻市の人口推移と今後の見通し



高槻市は、昭和18年に市制を施行し、人口3万人余りで誕生しました。高度経済成長期の昭和30~40年代にかけて人口が急増し、昭和50年には人口は33万人に達しています。 その後、増加ペースは比較的緩やかになったものの、平成7年頃まで人口の増加は一貫して続き、人口は36万人を一時期超えたものの、近年は横ばい状況から緩やかな人口減少傾向へと転じています。

今後、国の将来推計人口(平成24年1月推計)と同様の推移で人口が減少すると推計されています。0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は大きく減少し、平成72年には高槻市の人口は24.5万人(ピーク時の3分の2)になり、高齢化率が約40%近くまで上昇すると推計されています。

【出典】高槻市人口ビジョン(平成28年2月)

… 国立社会保障・人口問題研究所が推計に用いる方法に準拠し、社会動態を0とした場合の推計

資料2 高槻市の財政見通し

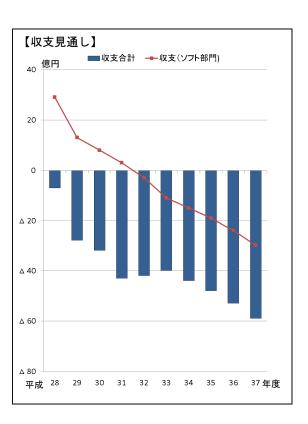
【人口将来推計(資料1)に基づく財政への影響(試算)】

												位:億円)
		年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
		市税	490	488	475	475	476	469	469	470	464	465
		譲与税・各種交付金	82	79	91	91	91	91	91	91	91	91
		地方交付税	97	102	107	107	107	114	114	111	114	114
	歳	小計 (①)	669	669	673	673	674	674	674	672	669	670
	入	国・府支出金(②)	283	275	287	293	298	302	307	313	319	325
ソ		その他の収入(③)	68	68	69	69	69	69	70	70	70	70
フ		臨時財政対策債(④)	50	48	45	45	45	45	45	45	45	45
部		歳入合計(①~④)	1, 070	1, 060	1, 074	1, 080	1, 086	1, 090	1, 096	1, 100	1, 103	1, 110
門門		人件費	202	204	203	206	206	209	211	213	212	214
l' '	ᄺ	公債費	78	82	82	83	85	84	85	83	76	71
	歳出	扶助費	371	366	373	380	388	396	406	415	425	436
	Н	その他の支出	390	395	408	408	410	412	409	408	414	419
		歳出合計	1, 041	1, 047	1, 066	1, 077	1, 089	1, 101	1, 111	1, 119	1, 127	1, 140
	収戈	支(ソフト部門)	29	13	8	3	△ 3	Δ 11	△ 15	△ 19	△ 24	△ 30
		年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
Л	歳	出投資的経費	119	130	156	118	106	100	100	100	100	100
T	445	国・府支出金	33	43	43	16	15	31	31	31	31	31
ド	歳	事業債	49	42	73	48	38	40	40	40	40	40
部	(19	その他	1	4	0	8	14	0	0	0	0	0
門	収戈	と (ハード部門)	△ 36	△ 41	△ 40	△ 46	△ 39	△ 29	△ 29	△ 29	△ 29	△ 29
_	収3	支合計	Δ 7	△ 28	△ 32	△ 43	△ 42	△ 40	△ 44	△ 48	△ 53	△ 59
合計	基金	金取り崩し	7	28	32	43	42	40	44	48	53	59
н	再計	+	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<基	金	・市債残高・経常収支比率	率>							单)	单位:億F	円、%)
基金	残		384	358	328	287	246	207	165	118	66	8
市信	養	台同	543	556	597	609	610	618	627	637	656	681
				00.4				400 -	400 0	404 7	405.0	400.0

								<u> </u>		70/
基金残高	384	358	328	287	246	207	165	118	66	8
市債残高	543	556	597	609	610	618	627	637	656	681
経常収支比率	96.0	98.4	98. 7	99.4	100. 4	102.5	103.6	104. 7	105.3	106.3

これまで右肩下がりであった人件費は、職員の 年齢構成の平準化により今後は増加していく見通 しです。そのような中、少子高齢化の進行等によ り扶助費は今後も伸び続けることが予測されま す。また、公債費は既発債の償還終了により平成 35年度から減少に転じますが、安満遺跡公園整 備など大規模事業の財源として市債を活用してい くため、抑制を図ることは難しい状況です。これ ら義務的経費の増加に加え、老朽化した施設の維 持費の増加などにより、財政収支は年々悪化して いくものと見込まれます。

基金残高は今後10年間で376億円減少し、 市債残高は138億円増加する見通しです。また、 財政の弾力性を示す経常収支比率は年々悪化し、 平成32年度以降100%を超える見通しです。

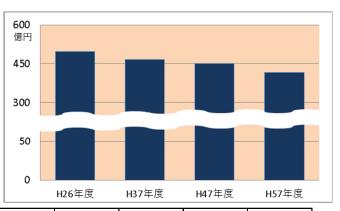


資料3 高槻市の長期的財政見通し

【人口将来推計(資料1)に基づく財政への影響(試算)】

(1) 歳入(市税)

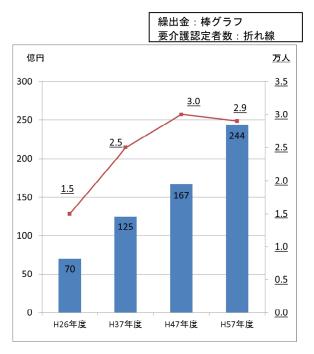
基幹収入である市税は、30年後の平成57年度には416億円となり、平成26年度と比較して82億円(16.5%)の減収が想定されます。税目のうち、特に、生産年齢人口(15~64歳)が大きく影響する個人市民税においては、その減収幅が50億円(25%)を超える状況となります。



	H26年度	H37年度	H47年度	H57年度
市税(億円)	498	465	450	416
H26年度を100とする		93.4	90.4	83.5
うち個人市民税	199	189	171	142

(2) 歳出(繰出金)

高齢化の進行により、医療介護など社会保障経費の著しい増加が見込まれます。特に、平成37年度には団塊の世代が後期高齢者(75歳)となる中、後期高齢者数の増加のみならず、介護認定者数も増加していくことが想定されます。現行制度を基に介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を試算すると、平成26年度と比較して、20年後の平成47年度には2.3倍、30年後の平成57年度には3.5倍になる見通しです。



		H26年度	H37年度	H47年度	H57年度
後期高齢者医療及び 介護保険特別会計繰出金	(億円)	70	125	167	244
H26年度を100とした場合			178.6	238.6	348.6
要介護認定者数	(万人)	1.5	2.5	3.0	2.9

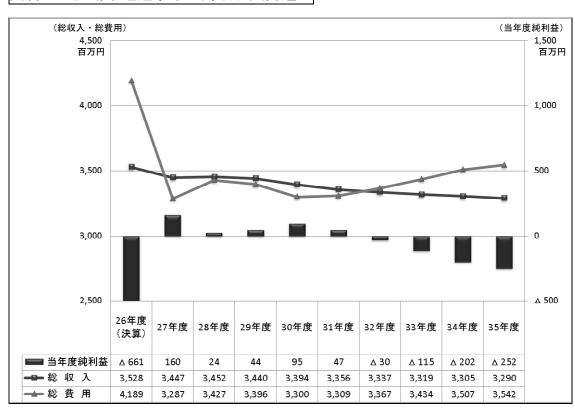
資料4 水道事業の財政収支見通し

項目	年度	H26 (決算)	H27 (計画)	H28 (計画)	H29 (計画)	
	収益的収入(A)	6, 927	6, 807	6, 631	6, 679	
収	うち料金収入	5, 400	5, 303	5, 251	5, 316	
益的収	収益 <u>的支出(B)</u>	5, 804	6, 071	5, 941	5, 880	
収支	うち減価償却費	1, 454	1, 464	1, 505	1, 542	
×	単年度損益(A-B)	1, 123	736	690	799	
	(処分後)累積損益	870	875	875	875	1
資本公	資本的収入(C)	12	420	1, 446	2, 235	
本的収	資本的支出(D)	1, 640	2, 265	2, 899	3, 536	
支	資本的収支不足額(C-D)	△ 1,628	△ 1,845	△ 1,453	△ 1,301	
資	利益剰余金期末残高	1, 990	1, 605	1, 565	1, 674	
金 残	正味運転資本	4, 688	4, 914	5, 331	5, 967	
高	企業債残高	1, 952	1, 732	2, 510	4, 021	

		(百万円)
H35 (計画)	H36 (計画)	H37 (計画)
6, 703	6, 634	6, 566
 5, 602	5, 547	5, 506
 6, 095	6, 111	6, 125
2, 046	2, 083	2, 119
 608	523	441
875	875	875
620	620	620
2, 474	2, 464	2, 446
△ 1,854	△ 1,844	△ 1,826
1, 483	1, 398	1, 316
2, 382	2, 732	3, 075
4, 469	4, 682	4, 912

【出典】高槻市水道事業経営効率化計画(平成28年1月)

資料5 自動車運送事業の財政収支見通し



【出典】高槻市営バス経営計画(平成28年3月)

※平成 26 年度の当期純損失は(6 億 61 百万円)は、平成 26 年度から適用となった新会計基準により、特別損失において退職給付引当金等で 9 億 33 百万円を計上したことによるもの。その影響がなかった場合の当期純利益は 2 億 72 百万円(対前年度比 80 百万円、42.0%増加)

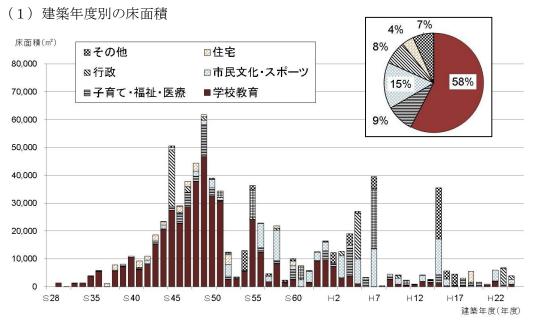
資料6 公共施設等について

高槻市の公共建築物は、総床面積ベースで約45%が昭和43年度からの10年間で 建築されています。また、小・中学校が全体の約6割を占めています。

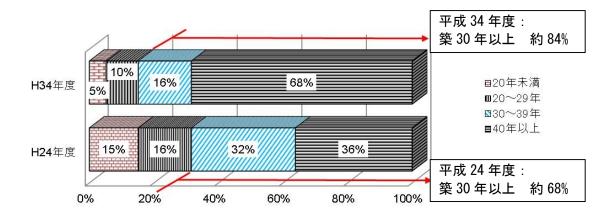
建築経過年数ごとの床面積の割合を見ると、築30年以上の公共建築物の割合は平成24年度の約68%から、平成34年度には約84%となり、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

なお、床面積の68%を占めている昭和56年以前の旧耐震の施設については、現在、 公共建築物の耐震化基本計画に基づき、公共建築物の耐震化を進めています。

公共施設等(公共建築物とインフラ施設(道路、公園、上下水道など))について、 今ある施設をすべて維持する場合、今後40年間で必要となる更新費等の総額は 4,700億円と試算されています。



(2) 建築経過年数ごとの床面積の割合



【出典】高槻市公共施設等総合管理計画(平成27年11月)

高槻市みらい創生審議会 審議経過

□	開催年月日	主な審議の概要
第1回	平成28年6月30日	・会長及び副会長選出 ・会議の公開に関する審議 ・諮問『「高槻市みらいのための経営革新」に向けた骨太方針について』 ・資料説明「高槻市の現状について」
第2回	平成28年7月26日	・骨太方針の策定に当たっての基本テーマと基本 的な考え方についての検討
第3回	平成28年8月18日	・高槻市の目指す方向についての検討 ・歳入改革、歳出改革、公営企業・外郭団体改革 についての検討
第4回	平成28年9月12日	・高槻市の目指す方向についての検討 ・歳入改革、歳出改革、公営企業・外郭団体改革 についての検討 ・骨太方針の項目についての検討
第5回	平成28年10月27日	・目標設定、推進体制等についての検討 ・骨太方針の項目についての検討 ・答申骨子についての検討
第6回	平成28年11月7日	・答申(案)についての検討
第7回	平成28年11月25日	・答申(案)についての検討
第8回	平成28年12月22日	・答申について

高槻市みらい創生審議会委員名簿

(敬称略•五十音順)

氏名	役職等	備考
まくい かつよし 奥井 克美	追手門学院大学経済学部 教授	
金田 忠行	高槻商工会議所 会頭	会長
っちゃ りゅういちろう 土屋 隆一郎	西日本旅客鉄道株式会社 元副社長	副会長
なかにし きょし 中西 清	公認会計士	
はたなか とみお 畠中 富雄	元高槻市職員	
まえかわ さとこ 前川 聡子	関西大学経済学部 教授	